

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」に対する意見の募集について

平成31年3月13日  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部

資源エネルギー庁では、昨年7月に総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において取りまとめられた「中間とりまとめ」において、容量市場の詳細設計に係る方向性が示されたこと、その後、新たな論点についても追加的に検討が行われてきたことを踏まえ、電力広域的運営推進機関に係る電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令の制定を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、下記の要領で御意見を募集いたします。

#### 1. 意見募集の対象

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案

#### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載  
経済産業省ホームページにおける掲載

#### 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成31年3月13日（水）～平成31年4月11日（木）必着

#### 4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。  
なお、電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

##### (1) 郵送

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電気事業法に基づく審査基準等の一部を改正する訓令案パブリックコメント担当宛

(2) FAX

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の FAX 宛にお送りください。

FAX 番号：03-3580-8591

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス：kjjg-pubcomme@meti.go.jp

（件名は「電気事業法に基づく審査基準等の一部を改正する訓令案に対する意見募集について」として、意見提出用紙を添付してお送りください。）

※なお、お電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. その他

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

